

新潟県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年 2月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 新潟県規則第12号

新潟県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、新潟県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第75号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(構造設備)

**第3条** 条例第4条第3項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(記録の整備)

**第4条** 条例第8条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第7条に規定するサービスの提供の記録
- (2) 条例第16条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (3) 条例第17条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備の基準)

**第5条** 条例第10条第2項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 居室 次に掲げる要件を満たしていること。
  - ア 一の居室の定員は、原則として、1人とする。
  - イ 利用者1人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。
- (2) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
- (3) 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 共用室 利用者の娯楽、団らん、集会等の用に供する共用の部屋として、利用定員に応じて適当な広さを有すること。

(委任)

**第6条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年10月1日前から存する障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第4項に規定する精神障害者福祉ホーム又は法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第21条の9に規定する知的障害者福祉ホーム(これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)が福祉ホームを営営する事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第5条第1号イの規定は、適用しない。